

平成30年4月1日  
国土交通省大阪航空局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく  
「松山空港有害鳥類防除業務請負」に係る落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「松山空港有害鳥類防除業務請負」については、下記のとおり落札者を決定しました。

- 1 落札者の名称  
一般財団法人 航空保安協会
- 2 落札金額  
77,700,000円（税抜）  
※業務実施期間（平成30年4月1日～平成33年3月31日）3年間分の額

3 落札者の評価点

標準点及び加算点の合計	入札価格（税抜）	評価値
121.00点	77,700,000円	155.727

注）評価値は、標準点及び加算点の合計を入札価格で除した値を10の8乗倍したもので、小数点4桁以下は切り捨て

4 落札者決定の経緯及び理由

松山空港有害鳥類防除業務における民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

入札価格については、2月15日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから当該者が落札者となった。

5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

本業務の実施にあたっては、業務時間中、作業員等を空港に常駐させ、年間を通じて定期的又は臨時に空港内を車両により巡回し、銃器等の防除機器を組み合わせた威嚇作業、観察による鳥類の動静把握等を行う。